

13 世紀のイエメン・ラスール朝アデン港税関関連史料の再検討

ーとくに貿易品の製造地名表記についてー

大東文化大学 東洋研究所 教授 栗山保之

はじめに

イエメン史に詳しいスミス G.Rex Smith は 2006 年、フサイニー al-Ḥasan b. ‘Alī al-Ḥusaynī 著『提要 (*Mulakhkhaṣ al-Fiṭan*)』の写真版とその訳注とを刊行した¹。15 世紀初頭ごろに編纂されたと考えられているこの『提要』は、イエメン・ラスール朝 (1228-1454 年) の税務行政関連の記述に富み、とくに同王朝が関与した、ポルトガル来航以前のインド洋貿易については、重要史料の一つとみなされている²。

『提要』の訳注においてスミスは、同史料には「多くの文法的な規則が放棄されていた」と述べ³、『提要』に散見するアラビア語文法の誤りに言及している。じつは『提要』には、たとえば名詞複数形を修飾する形容詞が男性単数形のまま記されるといった、文法的な誤りが多く見出だされるのである。スミスはさらに、『提要』に観察される、このような文法上の誤りを含む記述は、同じラスール朝関連史料の一つである『知識の光』にも同様に認められ、それらが「行政事務を通じて用いられた固定化した文法的な構造」ではないかと推察している⁴。

ところで、スミスが『提要』と比較した上記の『知識の光 (*Nūr al-Ma‘ārif fī Nuḥum wa Qawānīn wa Ar‘āf al-Yaman fī al-‘Ahd al-Muḥaffarī al-Wārif*)』とは、13 世紀のラスール朝に関する史料である。税務行政関連の文書をもとに編纂されたこの史料は、いわば税務行政マニュアルのごとき性格を有しており、当時の税務担当係官たちがその職務遂行時にこれを参照していたのではないかと推察されるものである⁵。筆者はこれまで、この『知識の光』に収録された、いわゆるアデン港税関関連史料を用いて、ラスール朝治下のアデン港からみたインド洋貿易をはじめとする、いくつかの報告をしてきた⁶。その際、『知識の光』所収のアデン港税関関連史料については、文法的におかしい箇所があることには気づいていたものの、アラビア語の原語をそのままローマ字に翻字して論考に用いていた。

ところが近年、上述のスミスによる指摘を知り、『知識の光』と『提要』とを比較してみたところ、スミスが述べるように、両者には類似した文法的な誤りがみられること

¹ Smith 2006.

² カーエンとサージェントが共著で『提要』を世界で最初に紹介した時から数えて 60 年以上経過しており (Cahen & Serjeant 1957)、その間、この『提要』の史料的重要性は、多くの論文で利用されていたことから、十分推し量ることができる。

³ Smith 2006:11.

⁴ Smith 2006:11.

⁵ 本史料の解題は、栗山 2012:24-26 を参照されたい。

⁶ 栗山 2012; 栗山 2016.

を筆者もまた確認した。このことから、スミスがそれらを単なる文法的な誤りなどではなく、「行政事務を通じて用いられた固定化した文法的な構造」として、ラスール朝の税務行政担当官たちがあえて文法的な誤りを施していたのではないかと推察したことにも同意できそうである。その理由は、13世紀末の『知識の光』と15世紀初頭の『提要』とは100年程度の時間的な隔たりがあり、仮に『知識の光』において文法的な誤りが生じていたとしても、およそ100年後の『提要』において、その誤りが発見、修正されず、しかも同じ文法的な誤りが繰り返されるのは、およそ考え難いからである。

そこで本稿では、筆者がこれまでいくつかの論考で用いてきた『知識の光』をとりあげ、同史料にみえる文法的な誤りが果たして、スミスが指摘するような何らかの意味をなすものなのか否かを、『知識の光』所収のアデン港税関関連史料について検証してみたい。

第1章 アデン港税関における輸出入通関業務

本章では、『知識の光』所収のアデン港税関関連史料について考察する前段階として、左記史料のもととなったと考えられる文書がまさに作成、利用されていた、13世紀のイエメン・ラスール朝治下アデン港税関がいかなる施設であったのか、またそこで遂行されていた輸出入通関業務とは一体どのようなものであったのかについて概観してみたい。

ラスール朝時代のアデン港は、陸路と海路とでさまざまな地域や地方とつながっていた。陸路はおもに、イエメンの北部山岳・高原地域、紅海沿岸の平原部地域、南部山岳・高原地域へ通じ、さらにはアラビア半島内陸を経て、シリア地方やイラク地方、オマーン地方など半島周辺諸地方へと連絡していた。また海路では、アラビア海、紅海、ペルシア湾を介して、東アフリカ、北アフリカ、アラビア半島紅海沿岸、同半島ペルシア湾沿岸、インド西岸、東南アジア、そして東アジアといった諸地方へと接続していた。

このアデン港には、ラスール朝によって税関 (*furḍa*)⁸が設けられていた。税関は、その周壁によって、アデンの町とは隔絶されていた。周壁には陸側と海側とにそれぞれ陸の門と海の門とが設けられ、門衛は開門のために毎朝アデン総督宅に保管された鍵をとりゆき、毎夕の閉門時には鍵を返却することが定められていた。税関への人や物の出入りは厳重に制限、管理されていたのである。なお、アデン港税関は、単独的な施設ではなく、周壁によって囲まれた、秤 (*mīzān*)、中庭 (*zarība*)、倉庫、波止場などを含

⁷ 本章におけるアデン港税関およびその輸出入通関業務は、栗山 2012:124-142 にて検討したところをまとめたものである。

⁸ 税関と解釈したアラビア語の「*furḍa*」とは通常、港や入り江と訳出する。しかし、ラスール朝時代の税務行政関連史料『知識の光』においては、アデン港との関連で用いられている「*furḍa*」とは、税関と解釈したほうがよいと考えている。詳しくは、別稿にて論じる予定である。

む、複合的な施設であった。

陸路でアデン港へもたらされた貿易品は、陸の門において担当官たちによって見積もられた。陸の門での見積業務では、貿易品の名称やその数量、重量、容量などが確認された。見積業務が終了した貿易品は税関施設内へと運び込まれ、同施設内に設置された輸入関税の秤によって計量された。なお、計量や計測作業の担当係官は、その作業時に特定の人物とだけ対峙することを禁じられるなど、税関の業務では不正防止が徹底されていた。

また海路の場合、来航してきた船舶はアデン港の外で停船し、洋上において同港から舳によって急行してきた検査官たちの臨検をうけた。臨検では検査官たちが、乗員や乗客、積荷の詳細を精査するとともに、船舶書記が作成した申告書を提出させた。検査官たちが持ち帰った臨検結果と申告書をもとに、総督を交えた審議が実施され、この審議において入港許可の決定がなされると、船舶はようやくアデン港へと入港することができた。なお、乗員や乗客の上陸に際しては、港湾検閲官たちによって男女を問わず厳しい身体検査が実施され、厳格な密輸防止が図られていた。また積荷は、乗員や乗客の上陸日以降の別日に一つずつ降ろされ、重量や数量が厳密に計測された。

一方、海外への輸出については、税関において賦課された輸出関税の支払いを済ませ、輸出通関手続きを了した貿易品のみが、税関施設外への搬出を許可された。また、輸出に際しては、輸出する貿易品の名称およびその重量や数量などが記載された輸出証明書が発行を税関に申請する必要があったが、これとあわせて、税関とは別の部署において発行される出港許可書についても申請・取得しなければ、輸出品を積載した船舶はアデンから出港することができなかつたのである。

以上が、アデン港税関の様子と同港税関における輸出入通関業務の概要である。上述したようにアデン港税関では、輸出入通関時に取扱対象とする貿易品を精査し、関税をはじめとした諸税を賦課・徴収していたが、この通関時に作成・利用していた考えられるものが、『知識の光』に所収されている。それが、アデン港税関関連史料の一つで、同港税関において課税対象として取り扱われた 400 余品のインド洋貿易品の名称にくわえて、それらの課税標準や関税額、仲介税などの諸項目を列挙した一覧なのである⁹。この一覧は、通関時に作成された文書の写しなのか、あるいはそれをもとにして整理したものなのかは判然としない。しかしながら、アデン港税関が関与していた一覧であることは確かであり、それゆえにインド洋貿易品に対する同港税関の姿勢や見解がそこには認められるのである。

⁹ *Nar* I : 409-460. この一覧は、『知識の光』の 409 頁から 460 頁に記載された、「アルファベット順による、神がその所有者の主権を永らえ給うところの、神に守護されたアデン港における、人や物によって占められた税関の祝福された関税の賦課」と題された一節を指している。

第2章 製造・生産地あるいは経由・由来地としての地名に関する問題

本章では、前章で紹介したアデン港税関にて作成、利用された一覧を検証する。そのため、一覧の記載事項を訳出し、整理して表の形式にまとめたものを、本稿末に掲載した（以下、一覧とする）¹⁰。

さて、この一覧には、*maqāṭi‘ Qūṣī* (379)¹¹や *fuwaṭ Qūṣī ṣighār* (314) といった表記がみえる。アラビア語文法の観点からいえば、人ではない物の名詞複数形を修飾する形容詞は女性単数形で表記されることになっている。それにもかかわらず、一覧では *Qūṣī* のように、文法的には誤った男性単数形の形容詞で修飾された貿易品名が記載されているのである。

そこで以下では、インド洋貿易品の製造・生産地あるいは経由・由来地としての地名に関する事柄として、一覧の貿易品の地名表記にみられる文法的な誤りの問題を検証してみたい。

一覧を概観してみると、そこに掲載されたアデン港税関において取り扱われていた貿易品名について、それが単数形で表記されたものと、複数形で表されたものとが混在していることに気づく。たとえば、沈香を意味する *‘ūd* や黒檀と解釈される *abnūs* などの貿易品は単数形で記載されているが、その一方で、*fuwaṭ* や *thiyāb* などは、前者が腰巻布を意味する *fūṭa* の複数形で、後者は一般的な衣服を表す *thawb* の複数形で記されているのである。なぜ、一覧に記載された貿易品名は、単数形と複数形とで表記され、数の点で統一されていないのだろうか。

この疑問を検討するために、一覧の貿易品の後に続いて掲載されている「課税標準」に注目してみたい。この課税標準には、①数量、②容量、③重量のそれぞれの単位が確認できる。①の数量とは、課税対象たる貿易品に関税などを課す場合、その数量を課税単位としているものを指す。先に挙げた *fuwaṭ* や *thiyāb* のような衣服類、それから大型磁器茶碗(*al-aqdāḥ al-kibār*)(222)や泉州積出磁器皿(*sakārij Zaytūnī*)(233)といった磁器類などがその例である。一方、②の容量によって賦課される貿易品のなかには、胡麻(*simsim*)(181)や未成熟のナツメヤシの実(*nawā*)(431)などがみられ、さらに③の重量で賦課総額が確定される貿易品には、辰砂(*zanjafar*)(173)や麝香囊(*nawāfij fārigha al-misk*)(430)などがあげられる。

そこで、これら3つの課税標準をもとにして、一覧に掲載された貿易品を分類してみると、以下のように、2つに大別できる。

¹⁰ この一覧は以前、作成・発表したことがある(栗山 2012:85-104)。しかしながら今回、本稿での考察をすすめるにあたって見直したところ、ローマ字翻字の誤りや明らかな誤読、あるいは記載抜けなどがいくつかあったことに気づいたため、本稿で改めて作成し直した次第である。

¹¹ このカッコつきの数字は、一覧内の貿易品名の番号を示す。

- (1) 課税標準が容量・重量…貿易品名は、単数形で表記
- (2) 課税標準が数量…貿易品名は、複数形で表記

(1) は容量および重量を課税標準とする貿易品で、それらの多くは単数形で表記されている。たとえば、米 (ruzz) (151)や多色沈香(‘ūd mulawwan)(245)、あるいはダイブール製紙(kāghid Daybūlī)(332)などである¹²。他方、(2) の数量を課税標準とする貿易品には、織物類がひととき目立つ。たとえば、上質刺繍入服(badhalāt muṭarraza rifā‘)(25)や標準ターバン(baqāyir muqāraba)(35)、鮮紅色絹衣服(thiyāb qarmaz)(71)、あるいは孔雀色肩掛(mallāwāt ṭāwūsī)(401)といった織物類があげられる¹³。このように課税標準が、(1) 容量や重量の貿易品名は単数形表記、そして(2) 数量の貿易品名は複数形表記であることが認められるのである。

ただし例外もある。(1) に分類される丸型オニキス(afzār mudawwar)(21)は、その課税標準がブフルという重量をもとにして課税される貿易品であるものの、複数形で記載されている。その理由は判然としないが、このオニキスのみが唯一、重量を課税標準とする貿易品のなかで、複数形で表記されている。また、(2) の数量を課税標準とするもののなかに分類される、ビーズ(128~133)、竹籐(135)、竹製槍 (163)、馬(137)、奴隸(155~161)、ロバ(162)、塩漬魚肉(235)、羊(276)、檳榔子(284~287)はいずれも、単数形で表記されている。しかしながら、塩漬魚肉はその課税標準が「100 匹」であり、竹籐および竹製槍はいずれも「1000 本」、ビーズは「1 万個」で、檳榔子にいたっては「10 万種子」が課税標準となっているように、こうした貿易品は、厳密にその数量を数え上げるというよりも、おそらくはその数量分だけの重量によって課税価格が決定されていたと推測される。それは、数量を実際に一つひとつ数え上げるのはいささか困難であり、さらにその膨大な数量を課税標準とする貿易品ゆえに、その取扱量もまた莫大であったと推測されるからである。また、馬、奴隸、ロバ、羊については、単数形で表記されているものの、これらはそれぞれの重量や容量よりも数量を課税標準とした方がより正確であると推測されることから判断すると、単数形で表記される方が適切であることから、例外とせざるを得ない。

いずれにせよ、一覧に掲載される貿易品は、わずかに例外は認められるものの、(1) 重量や容量を課税標準とする単数形で表記されるものと、(2) 数量を課税標準とする

¹² 単数形で表記されている貿易品は、一覧において以下の通り。

1,2,11,16,17,28,29,34,38~45,82,83~99,100~103,105~107,109,117~127,132~170,181~184,191,193~204,219~221,223~242,252~262,265,266,267~270,295~320,322~331,335,336,340~345,351,386,388,395~402。

¹³ また、複数形で表記されている貿易品は、一覧において以下の通り。

3~10,12~14,155,19,20,23~27,30~33,35~37,46~81,104,108,110~116,128~131,171~180,185~190,192,205~218,222,243~251,263,264,271~294,321,332~334,337~339,346~350,352~385,387,389~394。

複数形で表されるものにと、おおまかに分類できるだろう。

そこで、つぎに(2)の課税標準が数量の貿易品を再度とりあげ、これを検討してみたい。(2)に分類された貿易品名は、すでに指摘したように、若干の例外こそあれ、その大部分が複数形で表記されている。この複数形で表記される貿易品名について、それを修飾している地名に着目してみると、以下のように大別できる。

(A) 名詞複数形+地名関係形容詞女性単数形

(B) 名詞複数形+地名関係形容詞男性単数形

(A)には、たとえばシーラーズ衣服(*thiyāb Shīrāzīya*)(55)やシチリア島ターバン(‘*amā’im Siqlīya*)(267)などがあげられる。前者はイランのシーラーズで製造された、あるいは同地に由来する衣服というような意味を表し、後者は地中海に浮かぶシチリア島で生産された、または同島に関係するターバンと解することができる。このように、(A)に分類される貿易品名の表記についていえば、名詞複数形の貿易品名を修飾する地名は、その語尾を変化させて関係形容詞となり、さらに女性単数形へと変化させていて、文法的には何ら問題は認められない。しかしながら、(B)に分類される貿易品名の表記には、文法上の誤りがみられる。たとえば、コース製亜麻布(*maqāṭi ‘Qūṣī*)(379)や小判コース製腰巻布(*fuwaṭ Qūṣī ṣighār*)(314)などがあげられるが、前者はエジプトのコース製造か同地に関係する亜麻布、後者は同じくエジプトのコースに由来する、あるいは同地にて生産された腰巻布と、それぞれ解釈できるものの、これらの貿易品名を修飾する地名の表記には、明らかに文法的な誤りが認められる。すなわち、両者の貿易品名「*maqāṭi*」や「*fuwaṭ*」はいずれも人以外の物の名詞複数形なので、これらを修飾している地名「*Qūṣī*」は、関係形容詞女性単数形の「*Qūṣīya*」と表記すべきである。しかしながら両者とも、地名関係形容詞の語尾は男性単数形のままだのである。

そこで以下では、前掲の(A)と(B)の分類にみえるそれぞれの織物の表記を検証してみる。織物の表記に着目した理由は、(A)と(B)とがいずれも、ほぼ織物によって占められているからである。(A)に分類される貿易品名は、すでに指摘したように、文法的に問題はない。たとえば、一覧のなかにはカンバーヤ縞紋外套(*abrād Kanbāyatīya*)(5)やイラク縞紋外套(*abrād ‘Irāqīya*)(7)などがある。カンバーヤ縞紋外套と表記した前者はじつは、カンバーヤ製縞紋外套やカンバーヤを通過した縞紋外套などとも解釈でき、同様にイラク縞紋外套と表記した後者はイラク製縞紋外套やイラク由来の縞紋外套などの意味にもとれるのである。このように、名詞複数形の後に付される地名関係形容詞女性単数形は、製造地を表している場合もあれば、通過地を意味している場合もある。それゆえ、この表記からだけでは、その地名関係形容詞が製造地を表しているのか、単に通過地なのか、あるいは関係する地なのかは、まったく判別できないのである。

ところが、一覧のなかには、(A) に分類される貿易品で、以下のような品がある。

【史料 1】

abrād 'Irāqīyā muqāraba キーシュ [島] 経由、[課税標準] 10 [点] : [関税] 6 と 1/2 と 1/4 [ディーナール] と 1 フルース、仲介税 2 キーラート [qīratayn]、そしてメッカ経由 (min Makka)、その標準 (al-muqāraba) はキーシュ[島]製造 (al-muqāraba 'amal kays[sic])、10 [点] : [関税] 6 と 1/2 と 1/4 [ディーナール] と 1 フルース、仲介税 2 キーラート¹⁴。

貿易品名は「abrād 'Irāqīyā muqāraba」とあり、標準タイプの縞紋外套でイラク地方に関係する品物であることが推測できる。ところが、その貿易品名と税額の記載に続く波線部分では、この標準タイプ縞紋外套がキーシュ島で製造されたと明記されているのである。つまり、貿易品は「'Irāqīyā」と記載されているものの、実際はキーシュ島において製造された品であることが税関によって把握されていたことを示しているのである。

それではなぜ、アデン港税関は、貿易品を精査して、その製造地名を明らかにしているにもかかわらず、そのままイラクに関係・由来することを意味する地名を付したままにしたのかという疑問が生じる。この疑問を解くには、つぎの一覧の記事が参考になる。

【史料 2】

abrād 'Irāqīyā wa Kaysīya -いと高き神が守護されるメッカ経由、[課税標準] 10[点] : [関税] 2 と 1/3 と 1/4 [ディーナール] と 2 フルース、仲介税 1/4 [ディーナール]¹⁵。

前掲【史料 1】の「abrād 'Irāqīyā muqāraba」について、標準キーシュ島製縞紋外套と記録するべきであるにもかかわらず、アデン港税関がイラク地方に由来する縞紋外套と解釈できる表記をなした理由は、【史料 2】の賦課された税額に着目してみると判明する。【史料 2】の「abrād 'Irāqīyā wa Kaysīya」は、そのまま解するならば、イラク由来の縞紋外套と、同じくキーシュ島由来のそれとに解釈できる。これらはいずれも、その課税標準が 10 枚ゆえに、10 枚あたり $2 + 1/3 + 1/4$ ディーナールおよび 2 フルースの関税が賦課されていたことが記載されている。しかし、その一方でキーシュ島製造であるにもかかわらず【史料 1】の「abrād 'Irāqīyā muqāraba」と税関が表記した縞紋外套には、10 枚あたり $6 + 1/2 + 1/4$ ディーナールおよび 1 フルースの関税が課せられており、【史料 1】の「abrād 'Irāqīyā muqāraba」とされた縞紋外套に賦課された関税

¹⁴ Nūr I : 411.

¹⁵ Nūr I : 411.

の方が、【史料 2】の「abrād ‘Irāqīyā wa Kaysīya」に課された関税よりも、より高額であったことがわかる。このことから、アデン港税関では、本来ならば標準キーシュ島製縞紋外套と記録すべきところを、あえて【史料 1】の「abrād ‘Irāqīyā muqāraba」のまま表記することで、より高額の関税を賦課・徴収しようと考えていたのではないかと推測できるのである。

ただし、そのような推量をした【史料 1】の貿易品については、その本来の製造地にかかわる事柄は別としても、アデン港税関ではイラク地方に関連付けた貿易品名のまま、「abrād ‘Irāqīyā muqāraba」として表記しており、この表記からは、イラク地方で製造されたものなのか、あるいはイラク地方を通過したものなのかに関しては、依然としてはっきりとしないのである。

そこでつぎに、(B) の名詞複数形＋地名関係形容詞男性単数形へ目を転じてみたい。ここには、先述したように、文法的な誤りを含む表記がなされた貿易品名がみられるが、それらのなかで、注目すべきは、つぎの貿易品名である。

【史料 3】

sharābiyāt Zabīdī [課税標準]10[枚]：関税 3 と 1/4[ディーナール]と 3 フルース、仲介税 1/3 [ディーナール] と 2 フルース¹⁶。

「sharābiyāt」とは、ターバンの一種を意味する sharbiya の複数形表記である¹⁷。また「Zabīdī」はイエメン地方の大都市ザビード Zabīd の関係形容詞である。この「Zabīdī」の表記は本来、女性形に語尾を変化させて「Zabīdiya」とすべきである。それにもかかわらず、そのまま「Zabīdī」と表記されているのである。

ここでいうザビードとは、既述のように、アッバース朝時代にイエメン地方の紅海沿岸平原部に造営された都市である¹⁸。部族抗争を鎮圧するために建設されたこの都市はその後、ズィヤード朝、ナジャーフ朝、マフディー朝などイエメン地方に隆盛した歴代諸王朝の中核として機能し、エジプト・シリア地方からイエメン地方を征服したアイユーブ朝治下においては、さらに政治的・軍事的機能を有する大都市として発展した。その後に興ったラスール朝の時代には、スンナ派振興政策を実施する同王朝のスルタンをはじめとした支配階層に属する人びとが、あたかも競い合うようにして、この都市にマスジドやマドラサなどの宗教・学術施設を多数建設し、その結果、イエメン地方はもとより、遠く東アフリカ、西アジア、インド西岸、東南アジアなどインド洋の周縁部に位置する諸地域から多数の学級の徒たちが集散する、インド洋海域世界の一大学術都市へ

¹⁶ Nur I : 435 - 436.

¹⁷ Nur I : 481, n. 3519. cf. Nur I : 435, n. 3236.

¹⁸ ザビードの自然地理環境およびラスール朝時代におけるザビードの学術都市としての発展については、栗山 2012:229-267 を参照されたい。

と変容したのである。

このようなラスール朝の最重要都市であったザビードの名称を冠した「*sharābiyāt*」について、ラスール朝税務行政がその製造の有無の実態を把握していないはずはない。その理由は、『知識の光』に収載された、ラスール朝時代のザビードの織物工房で製造される諸製品に対する賦課や¹⁹、同都市の製本業者たちが取り扱う諸種の製本素材など²⁰、同都市において営まれていた各種産業の製品や素材原料への賦課にかかわる詳細な税務記録の存在からも明白だからである。以上のことから推察すると、【史料 3】の「*sharābiyāt Zabīdī*」の「*Zabīdī*」とは、ザビードで製造されたという意味に解すべきではないかと考えるのである。

このように、「*sharābiyāt Zabīdī*」が、名詞複数形＋地名関係形容詞男性単数形という文法的な誤りのまま表記されているのは、アデン港税関当局があえて男性単数形で表記することによって、製造地が明白であることを一覽において明示したかったからではないかと考えられるのである。

このことを傍証する事例が同じ一覽に見出される。それは、つぎの2点の貿易品名である。

【史料 4】

naṣāfī Baghdādīya rifā 〔課税標準〕10〔枚〕：関税 6 と 2/3〔ディーナール〕と 3 フルース、仲介税 1/2 〔ディーナール〕²¹。

【史料 5】

naṣāfī Baghdādī waṣṭānīya 〔課税標準〕10〔枚〕：関税 4 と 2/3 と 1/4〔ディーナール〕と 3 フルース、仲介税 1/2 〔ディーナール〕²²。

【史料 4】および【史料 5】の「*naṣāfī*」とはいずれも、白色の絹織物を意味する²³。この「*naṣāfī*」を修飾する地名関係形容詞には、【史料 4】「*Baghdādīya*」と、【史料 5】「*Baghdādī*」の二通りの表記が確認できる。前者の【史料 4】は名詞複数形＋地名関係形容詞女性単数形で表わされ、後者の【史料 5】は名詞複数形＋地名関係形容詞男性単数形で表記され、後者に文法的な誤りが認められる。本来ならば、同じバグダードに由来・関係している貿易品ゆえに、両者の地名関係形容詞の表記は【史料 4】の「*Baghdādīya*」とすべきである。しかしながら、【史料 4】と【史料 5】の地名関係形

¹⁹ *Nur* I : 129–133.

²⁰ *Nur* I : 329–330.

²¹ *Nur* I : 458.

²² *Nur* I : 458.

²³ Searjeant 1972:202.

容詞は異なっているのである。【史料4】と【史料5】とは『知識の光』の同一頁内にあり、しかも両史料はわずか4行の間を経て近接して併記されているだけであることからすると、両者の地名関係形容詞の差異が文法的な誤りに起因するとは到底、考えられないのである。したがって、【史料5】にみえる文法的な誤りの表記は、アデン港税関当局によって意図的になされているのであり、その理由は【史料4】と【史料5】との「naṣāfi」を明らかに区別するためであることが推察されるのである。以上のことから、先に【史料3】の「sharābiyāt Zabīdī」の事例によって導き出したように、アデン港税関は、その表記法の違いによって、貿易品の製造地あるいは由来・関係地を区別していたとする推測ができ、この推測をもとにして、【史料4】と【史料5】の地名関係形容詞を見直してみると、後者の【史料5】の「naṣāfi Baghdādī」とは、その製造地がバグダードであることが税関当局において確認できていることを意味する、バグダード製白色絹織物と解釈するべきであり、前者の【史料4】の「naṣāfi Baghdādiya」とは、バグダードで製造されたのか否かは判然としないものの、同地由来・関係の品であることを意味する、バグダード白色絹織物と解釈できると考えられるのである。なお、【史料4】の方が、【史料5】よりも、より高い関税などが課せられているが、これは前者が上質であり後者が標準という品質の点で比較した場合、前者が後者よりもより高品質であると税関が判断した結果であることに起因するのだろう。

いずれにせよ、以上に検証した、アデン港税関によって作成・整理された一覧に記載された、複数形表記の貿易品名を修飾する地名関係形容詞の意味するところについては、つぎのようにまとめられる。

- (A) 貿易品名複数形＋地名関係形容詞女性単数形…地名は由来・関係地を示す
- (B) 貿易品名複数形＋地名関係形容詞男性単数形…地名は製造・生産地を示す

むすびにかえて

本稿の冒頭において引用したスミスの指摘について、ラスール朝時代に編纂された『知識の光』所収のアデン港税関関連史料のひとつである一覧を対象として考察した。

アデン港税関が取り扱っていたインド洋貿易品の名称には、アラビア語文法の観点からそれが間違っ表記されているものが一覧には見受けられた。しかし、文法的に誤った表記の貿易品名については、アデン港税関があえて、そのように表記した可能性が高いのではないかということ、そして貿易品名のなかで、とくに複数形表記されたものについては、

- (A) 貿易品名複数形＋地名関係形容詞女性単数形…地名は由来・関係地を示す。
- (B) 貿易品名複数形＋地名関係形容詞男性単数形…地名は製造・生産地を示す。

という結論を得た。

なお、この検証結果は、ラスール朝治下のアデン港税関関連史料のみを用いて導き出

したものであり、それゆえに同王朝時代の同港税関においてのみ観察される特殊な事例かもしれない。換言するならば、シフル al-Shiḥr、ザファール al-Zafār といった同王朝が統治していた他の諸港の税関においても、アデン港税関と同様の事例が見出されるか、あるいは否かについて検証してゆかねばならないと考えている。

ところで本稿では、アデン港税関で取り扱っていたインド洋貿易品の品名について、とくに地名に関わる問題のみ検討した。しかしながら一覧には、400余品目にのぼるインド洋貿易品に関して、それぞれの貿易品に対して賦課された関税をはじめとする諸税の税額が子細に記録されている。この税額については、たとえば同一種の品目間における税額の違いや、税額から貿易品の市場における価値の類推など、インド洋貿易品に関するさまざまな考察が可能かと思われる。そこで今後は、この税額にかかわる諸問題について分析し、ポルトガル来航以前のインド洋貿易研究をさらに深めてゆきたいと考えている。

参考文献

史料

Anonymous, *Nūr al-Ma'ārif fī Nuẓum wa Qawānīn wa A'rāf al-Yaman fī al-'Ahd al-Muẓaffarī al-Wārif*, ed. Muḥammad 'Abd al-Raḥīm Jāzim, Centre Français Archéologie et de Sciences Sociales de Sanaa, 2vols., Ṣan'ā', 2003–2005.

研究書・研究論文

Cahen, Cl. & Serjeant, R.B. 1957 “A Fiscal Survey of the Medieval Yemen: Notes Preparatory to a Critical Edition of *Mulakhḥaṣ al-Fiṭan of al-Ḥasan b. 'Alī al-Ṣarīf al-Ḥusaynī*”, *Arabica*, 4: 23–33.

Goitein, S.D. and Friedmann, M.A. 2008 *India Traders of the middle Ages: Documents from the Cairo Geniza ('India Book ')*, Leiden/Boston: Brill.

Serjeant, R.B. 1972 *Islamic Textiles Material for a History up to the Mongol Conquest*, Beirut.

Smith, G. Rex 2006 *A Medieval Administrative and Fiscal Treatise from the Yemen: The Rasulid Mulakhḥaṣ al-Fiṭan by al-Ḥasan b. 'Alī al-Ḥusaynī*, Oxford: Oxford University Press.

栗山保之 2012 『海と共にある歴史 イエメン海上交流史の研究』中央大学出版部。

栗山保之 2016 「一三—一五世紀の紅海貿易にみるエジプト製織物とその流通」『東洋大学東洋史論集 : 高橋継男教授古稀記念』高橋継男教授古稀記念東洋大学東洋史論集編集委員会(編)。

「アデン港税関取扱貿易品一覧」

番号	取扱品名	産源地	課税標準	関税			仲介税		シャワーニー税			その他	典拠	
1	絹布(ibrāsim)	インド	10m	9	1/2	1/3		3	5q	1/2	1/3	1/8	3f	409
	同上	キーンシュ島	10m	9	1/2	1/3		3	5q	1/2	1/3	1/8	3f	409
	同上	上記以外	10m	9	1/2	1/3		3	5q	1/2	1/3	1/8	3f	409
	同上	メッカ	10m	6				3	5q					409
2	異糧(abnūs)		10b	5	1/3			1/2	1/4	1/2	1q			409
	同上		10b	6	2q	2f								411
3	亜麻織綿紋外套(abrad Qasabiya)		10枚	2	2/3	1/4	2f	1/4		1/4	1q			410
4	バルーチ綿紋外套(abrad Barūjiya)		10枚	2	1/3	1/4	2f	1/4		1/4	2q	1f		410
	同上	ニスフ	10枚	2	1/3	1/4	2f	1/4		1/4	2q	1f		410
	同上	フルール	10枚	2	1/3	1/4	2f	1/4		1/4	2q	1f		410
	同上	ダイブール	10枚	2	1/3	1/4	2f	1/4		1/4	2q	1f		410
5	カンバーヤ綿紋外套(abrad Kanbāyatiya)		10枚	2	1/2	1/4	2f	5q		1/4	3f			410
6	サブール綿紋外套(abrad Sābūriya)	キーンシュ島	1枚	1	1/8			2q						410
7	イラク綿紋外套(abrad Irāqiya)	キーンシュ島	10枚	5	1/4	2f		1/4						411
8	サブール綿紋外套(abrad Sābūriya)	メッカ	1枚	1/2		2f		1/4						411
9,10	イラク綿紋外套、キーンシュ島 [綿紋外套] (abrad Irāqiya wa Kīshū)	メッカ	10枚	2	1/3	1/4	2f	1/4						411
11	標準イラク綿紋外套(abrad Irāqiya al-muqārabā)	キーンシュ島	10枚	4	1/2	1f								411
	同上	メッカ	10枚	6	1/2	1/4	1f	2q						411
12	撚合ロープ(akhrība maftūl)		1b	2	1/2	1/3	1/8	1/6		1/6	1/8	1f		411
13	畜産動物皮革(udam naqid)		7	3	1/2	1/4	1/8	2f						412
14	軽量動物皮革(udam khafīf)		1s	1/2										412
	同上		1s	1/2										412
15	動物皮革(idam hurr)		1b	3	1/3	1/8	3f							412
16,17	産産白腰巻布、白色 [腰巻布] (uzur muḥashshā wa bid)		10枚	1/2	1/3	1/8		1/8	1/3f					412
18	イラク樹状コケ類(ushuna Irāqi)		1b	2	1/6	2f		1/6	1/8					412
	同上		1b	1	1/4	2f								413
19	山岳地樹状コケ類(ushuna al-Jabaʿī)		1b	1/3	1/4	1/8								413
	同上		1b	1/4	1f									413
20	アシーラ(ashīla)		10	3	1/4	1/6	1/8	2q	2f					413
21	丸型オニキス(afzār mudawwar)		1b	3	1/3	1/8	2f	2/3						413
	同上		1b	1/4	1/6	1/8	1f							413
22	白赤色オニキス(afzār mushaqqar)		1b	6	1/2	1/8	2f	1/6	1/8					413
	同上		1b	1/4										413
23	白色外衣(aksiya bid)		10枚	4				1/6	1/8	2f				413
24	切断済テーク板材(alwāh sajj shaqiq)	総墓												注1
25	上質刺繍入服(badhalāt muṭarraza rifāʿ)		1枚	1	5q	2f		2q	2f					414
26	一般刺繍入服(badhalāt muṭarraza wasat)		1枚	1/2	1/4	1/8	2f	2q						414
27	金糸刺繍入服(badhalāt mudhahhaba)		1枚	6	1/2			1/8						414
28,29	白色平織服、羊毛 [平織服] (badhalāt sādhaḥ bid wa shaʿrī)		10枚	7	5q			2/3	1/3f					414
30	標準服(badhalāt muqārabā)		1枚	1/5	1/4	2f		2q	1f					414
31	肉苜蓿(bisbāsa)		10m	5	1/3	1/4	1/8	4		1/4	1/6	1/8	3f	415
32	蘇芳木(baqqam)													注2
	同上													415
33	一般ターバン(baqāyir rifāʿ)		10枚	7	1/4	2f		1/3	1/4	2f				415
34	一般ターバン(baqāyir wasat)		10枚	1/2				1/2						415
35	標準ターバン(baqāyir muqārabā)		10枚	4	5q	2f		1/3	2f					415
36	絹無婦人用靴(baysar bi-ghayr shuruk nisā'iya)		1k	2/3	1/4			2q	1f					注3
37	アウセンアサガオ(turbud)		1b	5	1/4	1/8		1/4	1/6		1/4	1/8		416
	同上		1b	2	2q	2f								416
38	羊毛高級刺繍入女性用ベール(talāthim muṭarraza rifāʿ shaʿriyā)		10枚	6	5q			1/3	1/4	2f				416
39	一般羊毛女性用ベール(talāthim shaʿriyāt wasat)		10枚	6				1/2	1/3					注4
40	標準羊毛女性用ベール(talāthim shaʿriyāt muqārabā)		10枚	4	5q	2f		1/3	2f					416
41	ナツメヤシ(tamr fard)		1b	6	1/6	1/8		2q	1/3f		1/8	1f		416
42	シフル産ナツメヤシ(tamr al-Shīhr)		1b	1	2q	2f		1q						416
43	キーンシュ島産ナツメヤシ(tamr Qays)		1b	1	2q	2f		1q						416
44,45	シフル産ナツメヤシ、キーンシュ島産 [ナツメヤシ] (tamr al-Shīhr i tamr Qays)		1b	1/4	2f									416
46	硝服(tinkār)		1b	11	1/2			3	1/2	1	1/8	3f		416
47	亜鉛(tūṭiyā)	キーンシュ島	1b	4	1/2			1/2	1/4					注5
	同上	メッカ	1b	3				1/2	1/4					417
48	赤タマリンド(thamara hamrāʿ)	キーンシュ島	1b	6	2/3	1/8		1		2/3	2f			417
	同上	メッカ	1b	4	2q			1						417
49	つぶしたタマリンド(thamara maʿsūr)	キーンシュ島	1b	5	1/8	2f		2/3		1/2	2f			417
	同上		1b	1	1/4	2f								417
50	モスリン衣服(thiyāb lānis)		10枚	6	1/4			1/2		2/3				417
51	無染色衣服(thiyāb maḥsūr)		20枚	3	1/2			5q		1/3	3f			418
52	カンジ衣服(thiyāb Kanjī)		1枚	1/2				2q		1q	2f			418
53	白黒紋衣服(thiyāb Malbūniyāt)		10枚	1	5q	2f		2q	2f	1/8				418
54	標準アルカ衣服(thiyāb Arka muqārabā)		10枚	2	1/6	1f		5q						418
55	シーラーズ衣服(thiyāb Shirāziya)	キーンシュ島	10枚	4	2/3	1/4	2f	5q		1/2				注6
56	綿織衣服(thiyāb dībā)	キーンシュ島	1枚	1	2/3			1/6		1/4	2f			418
	同上	上記以外	1枚	1	2/3			1/6		1/4	2f			419
	同上	メッカ	1枚	1	5q	2f		2q						419
57	アッターブ織衣服(thiyāb Attābī)	キーンシュ島	1枚	1	5q	2f		2q		1/8				419
	同上	メッカ	1枚	2/3	2f			2q						419
58,59	ヒター製、mumarrah?、綿織衣服(thiyāb dībā mumarrah wa Khatān)	キーンシュ島	1枚	6	1/8	2f		1/2		1/3	1/4	3f		注7
60	ジュワーン衣服(thiyāb juwāniya)	キーンシュ島	10枚	1/3	1/4	1/8	2f	1/2	1/8	1f	1	1q	3f	419
	同上	メッカ	10枚	5	5q	2f		1/6	1/8	1f				419
61	標準ジュワーン製衣服(thiyāb juwāniya muqārabā)		10枚	4				1/8		1/4	1/8	3f		注8

141,142	ブルー系製上質7【幅】座布団、カンパニー製【7幅座布団】(dusūt subā i rifā Burūjī wa Kinbātī)		1k	3	2/3	1/8		1/3	1/4	1/8		1/4	1/8	1f		注21	428
143	一般7【幅】座布団(dusūt subā i wasat)		1k	2	2/3	1/8	1f	1/3	2f			1/4	3f				428
144	綿織付【幅】座布団(dusūt subā i rasmi)		1k	2	1/2	2f		1/4				1/4	1f				428
145	高級電甲(dhabl jayyid)		10m	2	1/4			2/3	1/8								428
146	標準電甲(dhabl wasat)		10m	1	1/2	1/3	2f	1/2									428
147	粗電甲(dhabl khafī)		10m	1	1/2	1/8	2f	1/4	1/6							注22	428
148	黍(dhura)		1mu													注23	428
149	アンチモニー(āsikhtī)		10m	1/2	2f			5q									429
150	シナ産大黃(rāwand Sini)		10m	14	1/3	1/8	2f	1/3	1/4			1	1/4	1/6	3f		429
151	米(ruzz)		1mu	2	1/2							1/4				注24	429
	同上		1mu	1/8													429
152	白鉛(rasāš abyad)		1b	3	1/2	1/4	2f	1									429
	同上	エジプト	10b														429
153	鉛(rasāš abyad Qalī)		1b	5	1/2	1/4	2f	2/3	1/4			1/3	1/4				429
154	黒鉛(rasāš aswad)	海路	1b	2	6f			1/6	1/8			5q					429
	同上	エジプト	1b	1	5q	2f		1/6	1/8								429
	同上		1b	1/4	1/6												429
155	エチオピア人奴隷(rāqīq al-Habasha)		1人	4													429
156,157	男奴隷、女奴隷(al-'abd al-fahl wa al-jāriya)		1人	2													429
158	エチオピア人男奴隷(al-'abd al-fahl min al-Habasha)		1人	1													429
159-161	黒人奴隷(rāqīq al-Zunūj), 黒人男[奴隷]、黒人女[奴隷]		1人	2	1/4												429
162	ザンジュ産ロバ(al-'ulūj al-Zunūj)		1頭	2	1/4												429
163	竹製糖(rimāh qanā)		17万本	12	5q	2f						1	5q	2f			430
164	乳香(rawsā)		1b	1	1/2	1/8	2f	1/8									430
	同上		1b	1/3	1/8	2f											430
165	明礬(zā)		1b	1/2	2f			2q									430
166	干しブドウ(zābib)		1b	1/2	1/4			7f									430
167	エジプト製ガラス器(zujāj al-Miṣri)	各価格	5	1/6	1/8												431
168	黄色砒素(zirmikh aṣṣar)		1b	2	1/6	1f		1/4									431
169	アカザ(zarnabā)		1b	4	2/3			1/8				1/3	1/8	2f			431
170	ザフラン(za frān)	キーシュ島	1m	1	1/4	1/8	2f	2/3	1/8	2f		1/8	2f				431
	同上	メッカ	1m	1/2	1/4	1/8	2f	1/3	1/8	2f							431
171	乾燥ショウガ(zanjabil yābis)		1b	5	5q			1/3				1/2	2f				431
172	ショウガ(zanjabil murabb)	インド	1b	3	1/3	1/4	1/8	1	5q			1/4	1/8				432
	同上		1b	1	2q	2f											432
173	灰砂(zanjafar)		10m	2	1/8			1	5q								432
174	水銀(zaybaq)		10m	1	1/3	1/4	1/8	2f	1/3	1/4	1/8		2f				432
175	カヤツリグサ(sī d.su d)	キーシュ島	1b	1	1/2	1/8	2f	1/6				1/6					432
	同上	メッカ	1b	2/3	1/8	3f		1/6				1/6					432
176	精製砂糖(sukkar mukarrar)		1b	3	5q			2/3									432
177	ラズミー砂糖(sukkar rasamī)		1	2	1/3	1/4	2f	1/4	1/6								543
178	ザアリー砂糖(sukkar Ṣa'arī)		1b	1	5q	2f		1/6	1/8								432
179	胡麻油(saḥī)	インド	1b	3	1/6	1/8						1/3					433
	同上	ザビード	1b	1	1/2	1/8	2f										433
180	バター(samn)		1b	3	1/6	1/8						1/3				注25	433
181	胡麻(simsim)		1mu	2	1/2							1/4				注26	433
	同上		1mu	1/8													433
	同上	ザビード	1b	1	1/2	1/8	2f										433
182	金剛砂(sunbādh)		1b	1	1/2	1/8	2f					1/6					433
	同上		1b	1/4	1/6												434
183	甘松香(sunbul)		1b	8	1/2	1/4	1/8	1	2/3			1/2	1/4	1/8			433
	同上		1b	2	6f												434
184	マラバル産社松油(sandarūs Mulaybārī)		1b	1	1/2			2q				1/8	3f				434
185	シンジャール産社松油(sandarūs Sinjārī)		1b	4	2/3	1/4		1/4									434
186	シンジャール産固形社松油(sandarūs Sinjārī mulabbas)		1b	4	1/2	1/8		1/8									434
187	上質亜麻織衣服(sawāsī rifa)		10枚	7	1/6			1/2	1/4								434
188	一般亜麻織衣服(sawāsī wasat)		10枚	5	1/4	1/6	1/8	1/2									434
189	jhāz?標長衣(sawāsī muqāraba jhāz)		10枚	4	1/4	3f		1/6	1/8	1f							434
190	無漂白絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr khām)		10枚	12	6f			1	1/2								434
191	一般無漂白絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr khām wasat)		10枚	8	1/2	1f		1									435
192	標準無法絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr khām muqāraba)		10枚	6	5q			1/3	1/4	2f							435
193	上質漂白絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr maḡūr rifa)		10枚	3	1/2	1/3		1									435
194	一般漂白絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr maḡūr wasat)		10枚	7	1/6			1/2	1/4								435
195	標準絹風亜麻織衣服(sawāsī harīr muqāraba)		10枚	5	1/4	1/6	1/8	1f	1/2								435
196	標準クース製亜麻織衣服(sawāsī Qūst muqāraba)		10枚	2	1/2	1/3	1/8	2/3	2f								435
197	明礬(shubb)	シフル	1b	1	1q			2q									435
198	山岳地産明礬(shubb jabālī)		1b	1/2				2q									435
199	エジプト産明礬(shubb Miṣri)		1b	1/2				2q								注27	435
200	シュバーフ(shubbāb)		1b	2	1/3	1/8											435
201	ザビード製ターバン(sharābiyāt Zabīdī)		10枚	3	1/4	3f		1/3	2f								435
202	大判エジプト製ターバン(sharābiyāt Miṣri kibāra)		10枚	2	1/3	1/4	1/8	2f	1/4								435
203	黄色ターバン(sharābiyāt sufī)		10枚	1	1/3	3f		1/8									436
204	亜麻布片(shuqaq kattān)		10枚	1	2q	2f		2q	2f								436
205	無漂白亜麻布片(shuqaq muhashsha)		10枚	2	2q	2f		5q									436
206	刺繍入ダビーク織亜麻布片(shuqaq Dabīq muḥabbaba)		10枚	4	1/3	1/4		1/4	1/6								436
207	雲綿(sham)	海路	1b	3	1/3	1/4	1/8	1/2				1/4	1/8				436
	同上	アフワフ、それ以外	1b	2	6f			1/2									436
208	無染色テーブルマット(shilān maḡūr)		20枚	2	2/3			5q				1/4	2f				437
209	ジャクス産白檀(sandal jawz)		10b	4	2/3	1/4		1/3	1/4			1/2					437
	同上		10b	1	2q	2f											437
210	ダクワク産白檀(sandal daḡuq)		10b	7	1/4	1/6		2/3				1/2	1/4				437
211	マリンディー産白檀(sandal Malindī)		10b	9				1	1/2			1/2	1/4	1/8	3f		438

一覧の注

凡例

*略号 b=buḥār(または buḥūr) f=fars ḥ=ḥabb k=kawraja m=mann mi=mithqal

Mu=mudd q=qīrāt r=raṭl

*一覧の左端の「番号」欄は、史料の原文にはなく、便宜上、筆者が付したものである。また、「経由地」、「関税」、「仲介税」、「シャワーニー税」の表記も同様に、筆者が付したものであり、原文にはみられない表記である。

*一覧の中で、関税、仲介税、およびシャワーニー税の税額欄において数字だけの表示にはいずれも、ディーナール (dīnār) が省略されている。したがって、たとえば一覧表の冒頭にみえる細布は「関税 9、1/2、1/3 仲介税 3、5q、シャワーニー税 1/2、1/3、1/8、3f」とあるが、それは「関税 9d、1/2d、1/3d 仲介税 3d、5q、シャワーニー税 1/2d、1/3d、1/8d、3f」を意味している。

*一覧のローマ字翻字には文法的な間違いが多数散見するが、それらは原文をそのままローマ字で翻字したものである。

*以下は、一覧のスペースの関係上、備考欄に収まらない史料の記述である。

注1) 総量の25%を徴収。

注2) 時価の25%を徴収。

注3) 1kは20足。種なしの場合は無税。

注4) インドから到来した場合には、シャワーニー税が、100枚ごとに10枚課せられる。

注5) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注6) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられるが、それは関税の10%である。

注7) キーシュ島やその行政州からの場合には、シャワーニー税が課せられ、エジプトからの場合には、シャワーニー税は課せられない。

注8) メッカからの場合には、シャワーニー税は課せられない。

注9) 総量の1/3を徴収。

注10) 1muddは60mikyāl。

注11) インド以外からの物には、シャワーニー税は課せられない。

注12) 1muddは60mikyāl。

注13) 1kは20枚。

注14) 1surraは6kawrajaであり、120枚である。

注15) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注16) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注17) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注18) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられるが、仲介税は課せられない。

注19) インドから到来する場合には、シャワーニー税が課せられる。

注20) 輸入の場合には50dを、輸出の場合には70dを課税する。馬の押し上げ賃1d課す。

注21) 1kは40枚。

注22) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注23) 1muddは60mikyāl。インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注24) 1muddは60mikyāl。

注25) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注26) 1muddは60mikyāl。

注27) シフルから到来するものも同様。

注28) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注29) インドから到来した場合には、シャワーニー税が課せられる。

注30) 半分を徴収。

注31) 1bay'aは8mithqāl。

注32) 総量の半分を徴収。

注33) 2kは60枚。

注34) 1kは60枚。

注35) 1kは60枚。

注36) 1kは60枚。

注37) 1kは40枚。

注38) 1kは40枚。

注39) 1kは40枚。

注40) 1kは100枚。

注41) 1kは60枚。

注42) 1kは60枚。

注43) それぞれにつき2qafla。

注44) 1shaddは20帖。

注45) 総量の25%徴収。1b増加するごとに5dが課せられる。

注46) 1kは20枚。

注47) 1kは20枚。

注48) 1kは20枚。

注49) 1bay'aは20raṭl。

注50) 1bay'aは20raṭl。

注51) 1bay'aは20raṭl。

注52) 記載なし。